

30教人選第993号

平成31年3月19日

関係大学、短期大学、教員養成機関
教職課程関連事務主管課長 殿

東京都教育庁人事部選考課長
(公印省略)

教育職員免許状に関する規則の一部改正について（通知）

日頃より、教育職員免許状（以下「教員免許状」という。）授与に伴う事務手続に御協力いただき、ありがとうございます。

このたび、教育職員免許状に関する規則（平成元年東京都教育委員会規則第37号）の一部を改正し、平成31年4月1日から施行することとなりましたので、お知らせいたします。

今回の一部改正の概要は、下記のとおりですが、改正条項等の詳細につきましては、3月19日付けの東京都公報を御参照願います。

記

1 改正の理由

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正に伴い、科目名の変更及び新たな事項名が追加となったため

2 改正の概要

(1) 教育職員免許状授与申請書の様式変更について

3月19日現在、教育職員免許法第5条別表1、別表2及び別表2の2により、教員免許を申請される方については、窓口又は郵送にて、申請書を御請求いただいておりますが、同申請書を変更したことに伴い、平成31年4月1日より、当課のホームページ「東京都教員免許案内」からダウンロードすることが可能となります。

ただし、平成31年4月以前に配布しております同申請書については、これまでどおり、教員免許の申請にお使いいただくことが可能です。

(2) 教育職員検定による単位修得方法について

平成31年4月1日から改正免許法が施行されることにより、教育職員検定（免許法第6条）による免許状の申請は、一律「新法」適用となります。

そのため、教育職員免許状に関する規則において定める、各別表の科目名を改めたほか、科目区分を変更しました。

なお、これら各別表の修得単位数については変更ありません。

新法による各別表の詳細な単位修得方法につきましては順次、当課のホームページに掲載して参りますので、貴学における学生の履修指導に御活用ください。

《参考》

※ 東京都公報（電子版）

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/jore/koho/index.html>

※ 東京都教員免許案内

<http://www.kyoinsenkenko-metro-tokyo.jp/menkyo>

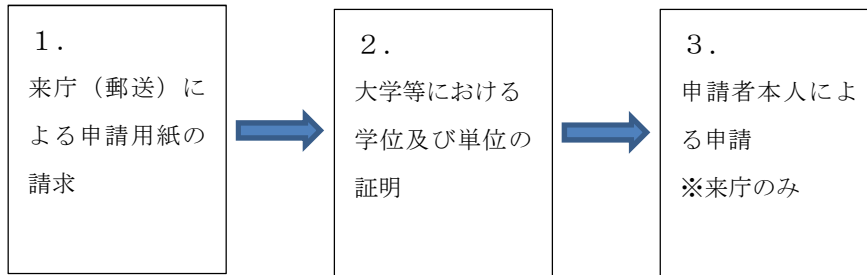
東京都教育庁人事部選考課免許担当

電話 03-5320-6788

メール S9000017@section.metro.tokyo.jp

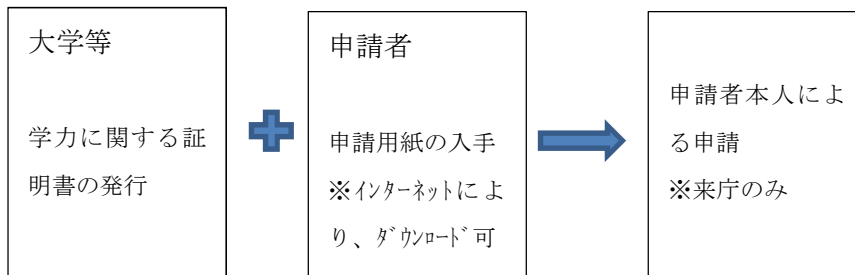
<現在>

東京都が指定する申請様式に記載された学位及び単位の証明に基づき審査



<平成31年4月1日以降>

大学等が発行する「学力に関する証明書」により審査



なお、平成31年4月1日以降も現行の申請用紙（緑色の用紙）を使用することは可能ですが、「学力に関する証明書」の発行により対応される場合は、教員免許を取得するに当たり必要な学位や単位を修得した全ての大学等（学部、学科）の証明書が必要になる旨を、併せて申請者に御案内ください。